

# 令和7年度第2回龍ヶ崎市空家等対策推進協議会

日 時：令和8年2月12日（木）

午前10時から

場 所：龍ヶ崎市役所 5階第1委員会室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 会長、副会長の選任について
- 4 議 事
  - (1) 空家等対策の推進状況について
  - (2) 今後の取組み等について
- 5 その他
- 6 閉 会

- ・資料 1 空家等の改善例（3件）
- ・資料 2 空家バンクの成約例（3件）
- ・資料 3 特定空家等に対する措置状況
- ・資料 4 管理不全空家等に対する措置状況
- ・資料 5 管理不全空家等物件一覧表
- ・資料 6 管理不全空家等の運用スケジュール
- ・資料 7 命令を行った特定空家等への今後の対応
- ・資料 8 相続財産清算人制度の運用スケジュール
- ・資料 9 次期空家等対策計画策定に係る基本方針

・参考資料

龍ヶ崎市空家等対策推進協議会委員名簿

※資料1～5及び資料7～8は、終了後に回収しますので、机の上に置いておいてください。

# 1 空家等対策の推進状況について

## (1) 空家等における苦情等の現状

	市民等から苦情等があった実物件数	適正管理を促した空家等の件数		
			改善された空家等の件数(含：一部改善)	改善された空家等の割合(含：一部改善)
ベース値 (H27年度)	40件	—	—	24.0%
H29年度	44件	59件	39件	66.1%
H30年度	57件	86件	64件	74.4%
R元年度	104件	138件	95件	68.8%
R2年度	69件	107件	93件	86.9%
R3年度	53件	87件	63件	72.4%
R4年度	42件	75件	54件	72.0%
R5年度	49件	73件	52件	71.2%
R6年度	39件	77件	51件	66.2%
(1月末時点)	37件	75件	48件	64.0%
R7年度 (1月末時点)	21件	54件	28件	51.9%

### <令和7年度の改善内訳> (1月末現在)

	改善件数					
	改善(22件)			一部改善(6件)		
	建物の解体	草木等の除去	その他 (危険箇所の修繕等)	建物の一部解体	草木等の除去	その他 (危険箇所の修繕等)
28	3	11	8	0	6	0

空家等の適正管理は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「龍ヶ崎市空家等対策計画」に基づき、地域住民等から管理不全な空家等に関する苦情や相談があった物件に対して、現地調査・所有者等の調査(戸籍調査含む)の後、文書による適正管理依頼をはじめ、所有者等宅での面会や電話による改善要請を実施しています。

(資料1参照)

(2) 空家バンクにおける空家等の利活用の現状

	登録物件数	成約件数	補助金の交付件数
H30年度	3件	1件	—
R元年度	1件	0件	—
R2年度	4件	1件	—
R3年度	6件	6件	0件
R4年度	16件	14件	0件
R5年度	15件	12件	5件
R6年度	27件	15件	4件
(1月末時点)	21件	12件	4件
R7年度 (1月末時点)	17件	17件	2件

<令和7年度の空家バンク内訳> (1月末現在)

登録物件 (17件)			成約 (17件)			補助金交付 (2件)	
空家		空地	空家		空地	家財処分 補助	改修補助
売却	賃貸		購入	賃借			
14	0	3	14	0	3	1	1

(公社)茨城県宅地建物取引業協会などの関係機関との連携強化により、幅広い周知活動を行ってきた結果、制度の認知度が向上し、物件登録数、成約数ともに順調に推移しています。

(資料2参照)

### (3) 特定空家等に対する措置状況

現時点において、改善が図られていない特定空家等は7件あり、その内訳は、令和元年度に認定したものが4件、令和6年度に認定したものが3件です。

令和元年度に認定した物件の中には、これまで勧告を含む複数回の措置を実施してきたものの、依然として改善が見られず、今後も同様の状況が継続することが懸念される物件があります。この物件については、所有者等による自主的な改善が困難であると判断し、行政代執行の実施に向けて、本格的に手続きを進めていく方針としています。

(資料3参照)

### (4) 管理不全空家等に対する措置状況

前回の本協議会(令和7年7月23日)時点において、改善が図られていなかった管理不全空家等は17件ありました。その後、所有者等による対応により5件について改善が確認されたため、認定を取り消しました。残る12件のうち、一部改善が確認されたケース等を除く10件の所有者等に対し勧告を行っていますが、現時点では改善に至っていません。

(資料4参照)

### (5) 空家対策講座(令和7年度新規事業)

空家の現状や課題、活用方法、今からできる備え、そして相続手続きの重要性をわかりやすく学べることを目的に「空家対策に関する講座」(全3回)を開催しました。

開催日	講座の内容	講師	参加者数
7月25日(金)	市の空家対策について	市職員	40名
8月20日(水)	生前整理について	徳山弘美氏 (生前整理アドバイザー)	37名
9月25日(木)	相続手続きの必要性について	有川保弁護士	33名



▲生前整理について



▲相続手続きの必要性について

## (6) 生前整理講演会

「空家にさせない」ための意識啓発の取組として、生前整理講演会を3回開催しました。講演に先立ち、本市の空家対策についての説明を行い、空家に対する理解を深めていただくとともに、家族間での話し合い等による相続手続きの円滑化を促すため「住まいのエンディングノート」の活用を勧めました。

開催日	場所	講師	参加者数
11月14日(金)	龍ヶ崎西コミュニティセンター	徳山弘美氏 (生前整理アドバイザー)	21名
12月11日(木)	龍ヶ崎市役所附属棟		21名
1月16日(金)	駒柴コミュニティセンター		46名



▲龍ヶ崎西コミセンで開催した様子



▲駒柴コミセンで開催した様子

## (7) 住まいの講演会（令和7年度新規事業）

不動産相続や土地価格の相場、空家の活用方法など、住まいに関する幅広いテーマを取り上げ、空家の予防や解消のきっかけづくりを目的として、「住まいの講演会」を開催しました。

開催日	場所	講師	参加者数
11月6日(木)	龍ヶ崎市役所附属棟	辻村春樹氏 (宅建協会牛久・竜ヶ崎支部長)	36名



### (8) 住まいの相談会

宅建協会牛久・竜ヶ崎支部との共催により「住まいの相談会」を開催しました。

今年度は、茨城県建築士会龍ヶ崎支部との共催により「住宅の耐震に関する相談会」を同時開催しました。

開催日	場所	相談者数
11月28日(金)	サプラスクエアサプラ 1Fフェスタコート	12組
11月29日(土)		6組



### (9) 空家対策の情報発信

様々な媒体や講座等を通じて、空家バンク及び補助制度の周知に努めています。

また、空家バンクの運用において課題のあった点については、申請書類や事務手続きの一部を簡略化し、申請者および行政事務の負担軽減を図るため、従来の「利用登録」を「交渉申込」へ変更しました。

固定資産税納税通知書同封チラシ	空家の手引き									
<p><b>若者・子育て世代が家を買くと補助が出来ます</b></p> <p>住宅ローンを利用して住宅を取得した若者・子育て世代に補助金を交付しています。詳細は龍ヶ崎市公式ホームページをご覧ください。お問い合わせください。</p> <p>次の3つの条件に当てはまる方が対象となる可能性があります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>40歳未満(2024年10月31日現在)</li> <li>令和7年1月1日～12月31日までの18歳に達するまで</li> <li>年収が200万円以上</li> </ul> <p><b>住まなくなった家・使わない土地があったら、まずは気軽に相談を!</b></p> <p>お持ちの「空家」放置していませんか? 空家の適正管理は所有者の責務です!</p> <p>住まなくなった家や土地の管理を怠るとリスクが...</p> <p><b>税額が上がる!?</b> <b>倒壊や廃棄物で損害賠償!?</b></p> <p>空家バンク登録で土地や建物を有効活用しませんか</p> <table border="1"> <tr> <th>空家バンクの種類</th> <th>対象者</th> <th>補助金の額</th> </tr> <tr> <td>家賃10万円未満の空家</td> <td>登録者</td> <td>上限10万円(対象費用の1/2)</td> </tr> <tr> <td>空家改修工事費用補助</td> <td>利用登録者</td> <td>上限50万円(対象費用の1/2)</td> </tr> </table> <p>上記各事業のお問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 まちの魅力創造課 人口問題対策室 内線:377 0297-64-1111(代) 空家対策室 内線:492</p> <p>令和6年4月1日～ 相続登記をしない場合、10万円以上の課税が発生することも <b>不動産の相続登記が義務化!</b></p>	空家バンクの種類	対象者	補助金の額	家賃10万円未満の空家	登録者	上限10万円(対象費用の1/2)	空家改修工事費用補助	利用登録者	上限50万円(対象費用の1/2)	<p><b>空家情報誌</b> 令和7年度版</p> <p><b>龍ヶ崎市 空家の手引き</b></p> <p>空家の管理に困ったら 14 解体 15 空家バンク 16 売却 17 賃貸 18 買収</p> <p>我が家の将来について 20年先のことを考えよう</p> <p>空家を放置するとどうなる? 2 空家対策のリスク</p> <p>その空家もったいない!!</p> <p>空家バンク X 株式会社サイネックス</p>
空家バンクの種類	対象者	補助金の額								
家賃10万円未満の空家	登録者	上限10万円(対象費用の1/2)								
空家改修工事費用補助	利用登録者	上限50万円(対象費用の1/2)								

## LINEによる情報発信

龍ヶ崎市役所

LINE

＼年末年始のこの機会に！／  
 今住んでいる家の将来、考えていますか？

思い入れのある“自宅”を“空家”にしないために  
 今、住んでいる家の将来のこと、  
 少しだけ考えてみませんか？

☹️ 将来、住む人がいない。  
 ☹️ 子どもと同居が決まったけど、自宅をどうしよう。

そんな時、龍ヶ崎市には空家について相談できる制度があります！  
 家の将来で不安な方やお悩みの方は、この制度のご活用をください😊

＼空家バンク制度／  
 「空家バンク」とは、住まなくなった家の活用を市が専門家と一緒にサポートする制度です。  
 家財処分などの補助制度もあります。  
 詳しくは↓をチェック📄

## 広報紙「りゅうほー」

行政 topics - 暮らしの話題 -

お家や賃貸の「家賃負担」の課題に  
**話し合ってみませんか。「家」や「土地」の将来はどうする？**

※では、活用する予定がない空家・空家を有効活用するため、「空家バンク」制度を運用しています。お家や賃貸の課題が解決される機会に、今お話ししている「家」や「土地」の将来の話を考えてみませんか？

【空家バンク】ってなに？

- 空家・空家を「借りたい」「譲りたい」方と、空家・土地を「貸りたい」「譲りたい」お家や土地が活用できる制度です。
- お家の取引に精通した不動産業者が関のつてくため、物件情報や貸付のスムーズにも公開されたりするので、信頼感や安心感があります。  
※空家バンクは、市が仲介する制度です。

【空家バンク】ってどんな仕組み？



【空家バンク】で空家を売却しました

高齢の父が後援に入居してから、実家が空家になっていました。売却希望のため、空家バンクの活用を希望していたところ、空家バンク制度を知りました。売却したところ、すでに買い手が決まっていたので、届の両方が、大満足でした。

【空家バンク】活用促進事業補助金をご活用ください

【空家】や【空室】の活用を促進し、空家や賃貸の課題が解決される機会に、補助金を交付します。

物件情報費 (借主様ご負担) 空室申込費 (貸主様ご負担)  
 上限 10万円 上限 50万円  
 家財処分費 改修工事費

※注意喚起：詳細はお問い合わせください。  
 □空家バンク制度の登録費、空室申込費であること  
 □昭和16年6月1日以降に建築確認を受けた土地であること  
 □市内に本店・支店などがある事業者の物件も取り扱うことなど

空家を保有しない・譲渡しないために  
 「空家を売却したい」という気持ちで、困っている「空家の課題」を、そんな方はぜひ「空家バンク」の活用をご検討ください。

- こんな空家でも登録できる可能性があります！
- 相続放棄していない
- 地籍簿が揃って、対応していない
- 建物がなく、状態が悪い

問い合わせ まちの暮らし相談センター402

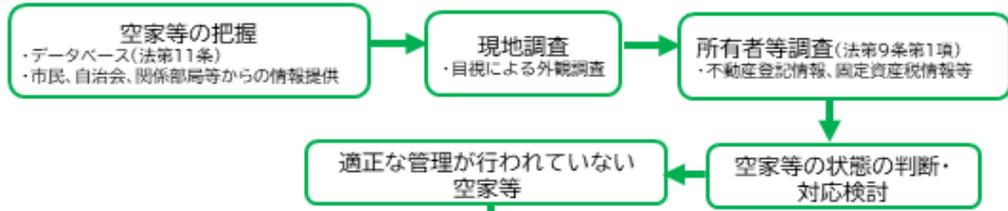
### (10) 管理不全空家等の新規認定について

管理不全空家等の認定基準に基づき抽出した認定候補3件について、空家等対策検討委員会での審議を経て、市長により新たに管理不全空家等に認定しております。

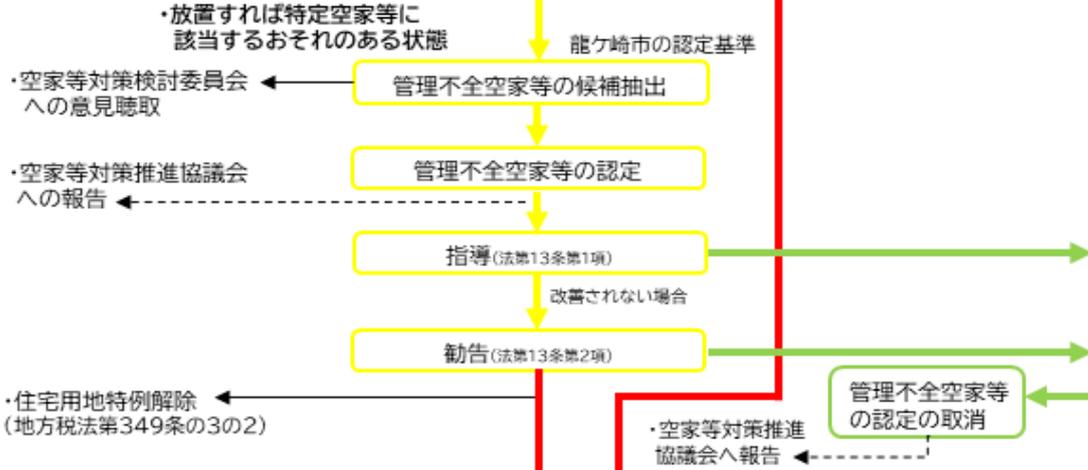
(資料5・6参照)

# 空家等の適正管理運用フロー

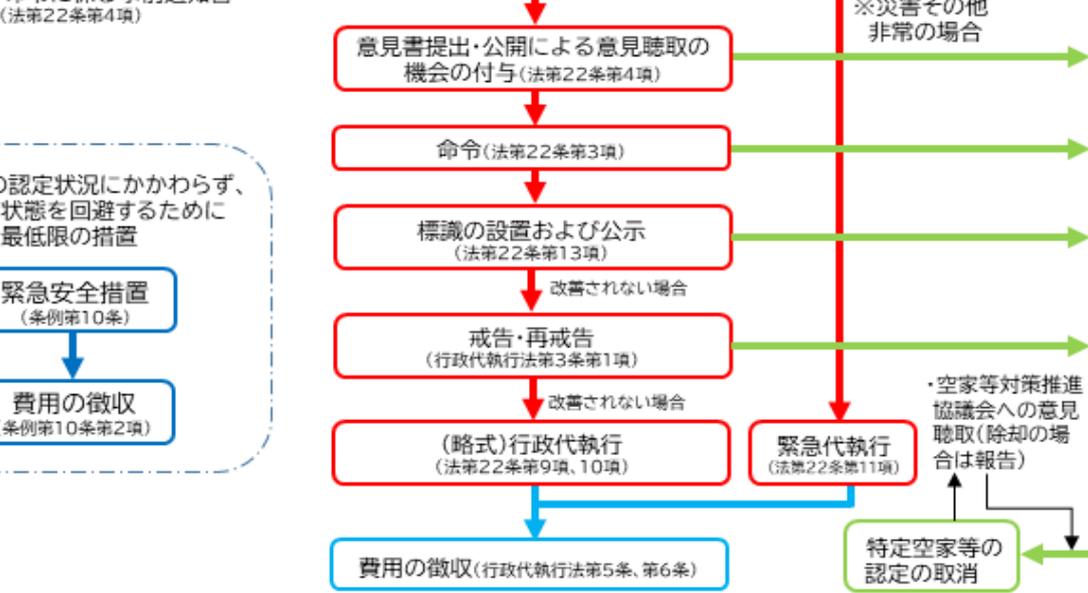
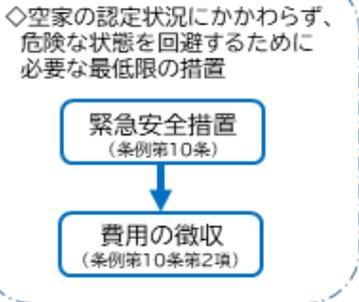
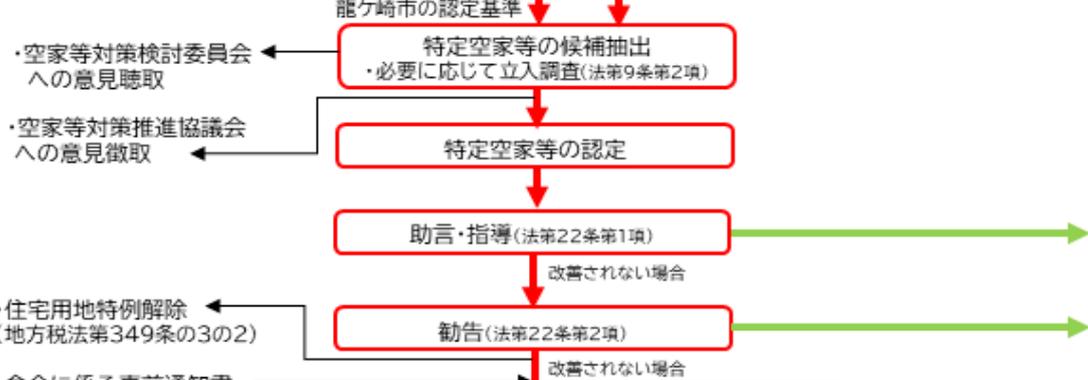
適切な管理が行われていない空家等の把握、所有者等への働きかけ



管理不全空家等の認定及び措置



特定空家等の認定及び措置



適正な管理状態に改善

## 2 今後の取組み等について

### (1) 命令を行った特定空家等への今後の対応について

令和元年度に特定空家等に認定した物件（砂町：資料3No.2）について、現在措置を命令に引き上げ対応していますが、改善に至っていません。当該物件は、これまでの対応経過から命令に応じず、最終的に行政代執行による除却に至る可能性が高いと推察しています。行政代執行の実施を決定した場合の実施時期は、対応スケジュールに基づき令和8年度中を見込んでいます。（令和7年11月4日庁議了承済み）。

（資料7参照）

### (2) 相続財産清算人制度の活用

前回の本協議会において、財産管理制度の申立て候補物件の選定を行いました。その後、選定した物件について、関係団体や専門家から参考意見を伺った上で、「相続財産清算人制度」を活用することとし、申立てを行っております。（令和8年2月2日申立て）。

今後は選任された相続財産管理人により物件の管理が開始される予定です。

（資料8参照）

### (3) 空家等管理活用支援法人制度の導入について

「空家等管理活用支援法人」制度は、令和5年12月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正により、民間法人が公的な立場から自治体の空家等対策を補完する役割を担うことを目的に創設された制度です。本市では、空家等対策の推進および業務負担の軽減を図るため、指定業務の内容や他自治体における取組状況等について調査を進めてきました。その結果、支援法人の活用は、民間の専門性やノウハウを活かしながら空家等対策を効率的に推進する上で有効な手法の一つとなり得ると考えられることから、本制度を導入することが適当であると判断し、準備を進めています（令和7年12月25日庁議了承済み）。

### (4) 次期空家等対策計画の策定について

次期空家等対策計画策定に係る基本方針に基づき、次期計画の策定作業を進めていきたいと考えています。現在、本方針の中に基礎調査として位置づけている空家等実態調査（令和7年度更新）として、市職員が現地調査を行っています。

（資料9参照）

### (5) 空家バンクの取組

空家バンクへの登録、成約を増やしていくためには、空家・空地を所有している方たちに制度を知ってもらうことが重要です。

引き続き、様々な媒体やイベント等を通じて制度の周知に取り組んでいきます。

(6) 空家等に関する講演会等の開催

今年度新規に開催した空家対策講座や住まいの講演会が参加者に好評であったことから、引き続き、空家の発生を未然に防ぐための意識啓発を目的とした講座や講演会を開催していきます。

(7) 住まいの相談会の開催

専門家による助言により悩み解決の一助となっているほか、空家の処分（売却、賃貸）に関する相談には、市担当者が空家バンクを案内することで申請に至ったケースもあるなど、効果が表れていることから引き続き開催していきます。

空家等の改善例

	改善前	苦情等の概要	改善後	改善策の概要
1		<p>空家の老朽化、敷地内の草木の繁茂、害獣の発生について近隣住民から苦情があったケース。</p> <p>■■■■</p>		<p>適正管理の依頼を送付後、相続人により解体の意向を確認。令和7年10月に更地になり改善された。</p>
2		<p>敷地内の草木の繁茂により近隣住民から苦情があったケース。アパート全室が空室であることから空家扱いとして対応。</p> <p>■■■■</p>		<p>管理会社に問い合わせたところ、建物や敷地内の管理等は所有者側が行うことになっていることを確認。所有者に適正管理の依頼を送付後、改善された。</p>
3		<p>令和6年度より草木等の繁茂により対応していたケース。</p> <p>■■■■</p>		<p>所有者に対し複数回通知をしても改善がされなかったが、令和7年12月に所有者自らが敷地内の除草を実施し改善された。</p>

	成約前	登録等の概要	成約後	成約の概要
1		<p>令和6年度に申請された物件。                      建築年：平成3年                      土地面積：414.95㎡</p>		<p>登録後、媒介業者の営業によって購入者（個人）が決定した。                      今後は、空家バンク補助金（リフォーム）を活用し居住される予定。</p>
2		<p>令和7年度に申請された物件。                      建築年：昭和61年                      土地面積：149.56㎡</p>		<p>登録後、媒介業者の営業によって購入者（個人）が決定した。                      売主にあつては、空家バンク補助金（家財処分）を活用された。</p>
3		<p>令和7年度に申請された物件。                      建築年：平成5年                      土地面積：190.35㎡</p>		<p>登録後、媒介業者の営業によって購入者（個人）が決定した。</p>

管理不全空家等の運用スケジュール

所管	業務内容	~R7		R8												R9				
		~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
まちの魅力創造課	所有者等へ適正管理の依頼 (法12条)	→ →																		
	管理不全空家等の候補抽出		候補抽出																	
	空家等対策検討委員会への 意見聴取		意見聴取																	
	管理不全空家等の認定			認定																
	空家等対策推進協議会への 報告			報告																
	認定・指導通知 (法第13条第1項)			所有者等 へ通知	→ → →															
	勧告 (法第13条第2項)							所有者等 へ勧告	→ → →											
	税務課へ勧告案件の情報提供 (住宅用地特例解除見込)							税務課へ 情報提供												
	勧告案件の現況調査 (改善状況確認)													現況調査	→					
	税務課へ勧告の撤回情報提供 (住宅用地特例解除者確定)													税務課へ 情報提供						
税務課	課税事務													課税事務	→					
	固定資産税・都市計画税納税 通知書の発送																	納税通知 書発送		

1/1  
賦課期日

特住  
例宅  
解除  
地の

# 次期空家等対策計画策定に係る基本方針

令和8年2月  
総合政策部 まちの魅力創造課

# 1. 空家等対策計画の役割と位置づけ

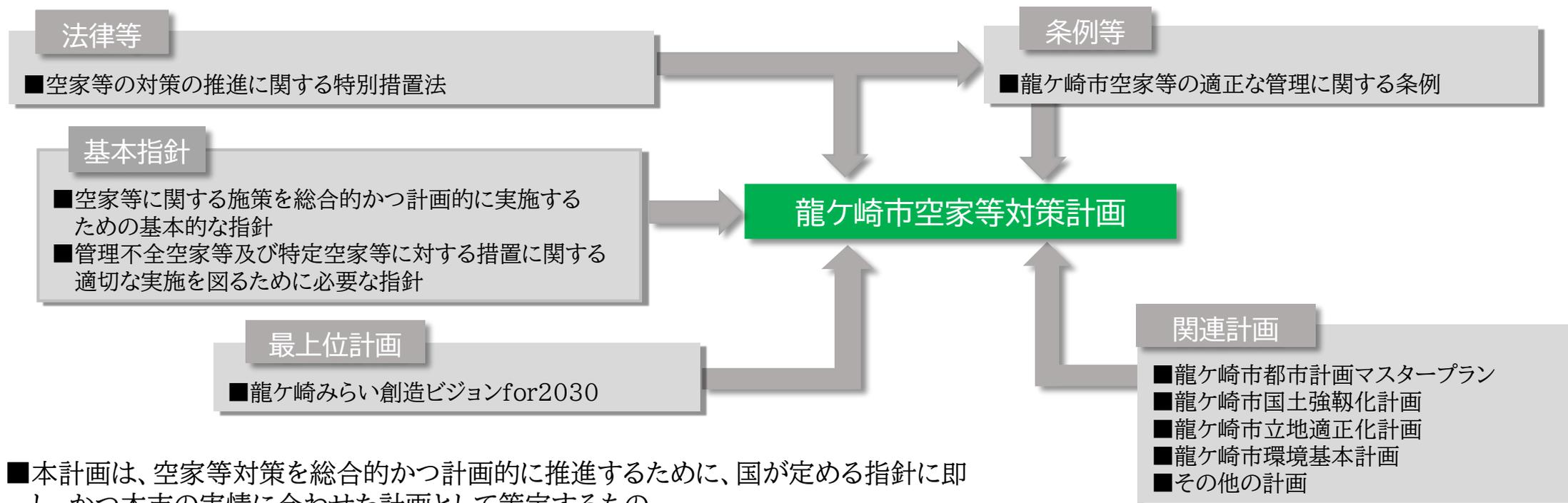
## (1) 空家等対策計画とは

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「特措法」)に規定のある計画

### 特措法第7条

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

## (2) 計画の位置づけ



- 本計画は、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するために、国が定める指針に即し、かつ本市の実情に合わせた計画として策定するもの。
- 本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030」や関連計画等との連携や整合性を図り定めるものとする。

### (3)計画に定める内容

特措法第7条に規定

1	空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
2	計画期間
3	空家等の調査に関する事項
4	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
5	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
6	特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
7	住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
8	空家等に関する対策の実施体制に関する事項
9	その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

## 2. 現行の空家等対策計画について

■平成27年5月に全面施行された特措法を受け、空家等の実態調査を行い、その結果を踏まえて平成29年3月に策定

- 計画期間は、平成29年度から令和8年度までの**10年間**
- 基礎調査として、市内全域を対象とした空家等実態調査を実施 ➡ 1051件の推定空家を抽出
- 令和4年度に成果指標の達成目標値を見直し(上方修正)
  - 〔・空家バンク登録件数
  - 〔・空家バンクに登録した空家等のうち、活用された空家等の件数

### 3. 次期計画において勘案すべき事項

#### (1) 関連法令の改正

- 特措法の一部改正（R5年12月23日施行）
  - ・ 特定空家等に至る前からの対策の強化（管理不全空家等の新設）
  - ・ 空家等活用促進区域、空家等管理活用支援法人の新設
  - ・ 財産管理人による空家の管理・処分の円滑化
- 民法、不動産登記法の改正

#### (2) 上位計画・関連計画の更新

- 「龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030」の後期計画策定（R9年4月）
- 都市計画マスタープラン完成（R7年4月）

#### (3) 社会経済情勢の変化

- 少子高齢化に起因する人口減少の進行
  - ・ 全国的な空家の増加
  - ・ 年齢層の偏重が見られる地区の発生（松葉・長山地区など）

#### (4) 現行計画及び空家等対策上の課題

- 関連法令改正への対応
- 改善が図られない空家、対応困難な空家への対策
- 新たな取組み
  - 他自治体で実施されている施策等の検討
- 民間サービスの活用・周知
- 空き店舗への対策
- 保有する空家情報が未更新

### 4. 次期計画策定の方向性

#### (1) 計画の内容、方向性について

- 現行計画の基本的施策（予防対策・発生抑制、活用方策、適正管理）を柱とする。
- 関連法令改正への対応
  - 特措法改正への対応
    - ・ 管理不全空家等の認定基準・対策
    - ・ 空家等管理活用支援法人制度の活用
    - ・ 財産管理制度の活用 等
  - 民法、不動産登記法改正の周知
- 新たな取組み
  - 他自治体で実施されている施策、現行計画策定後の実施施策
- 民間サービスの活用・周知
- 計画の対象の拡充
  - 空き店舗を対象に追加
    - スポット的な空き店舗調査の実施（商工観光課の協力）
- 保有する空家情報を更新し分析（基礎資料）
  - ・ 空家等実態調査（令和7年度更新）を実施（次項を参照）
  - 推定空家数及び改善状況の把握、分析



◎これまでの対策の柱を踏襲しつつ、法改正等への対応、空き店舗への対策等の内容を新たに盛り込むため、**第2期計画**として策定する。

## (2)空家等実態調査(令和7年度更新)

### ■調査目的

- 保有する空家情報の更新（空家の改善状況、推定空家数の把握）
- データベース化
- 空家等の所有者の意向確認
- 空家等対策計画へ反映

### ■実態調査（更新）の方法

- ①調査対象空家の抽出（保有する空家情報から改善物件等を除外）
- ②現地調査（改善状況確認）
- ③固定資産税情報等と突合し、空家であることを推定

### ■意向調査の方法

- 実態調査（更新）後の空家等の所有者等に意向調査票を郵送

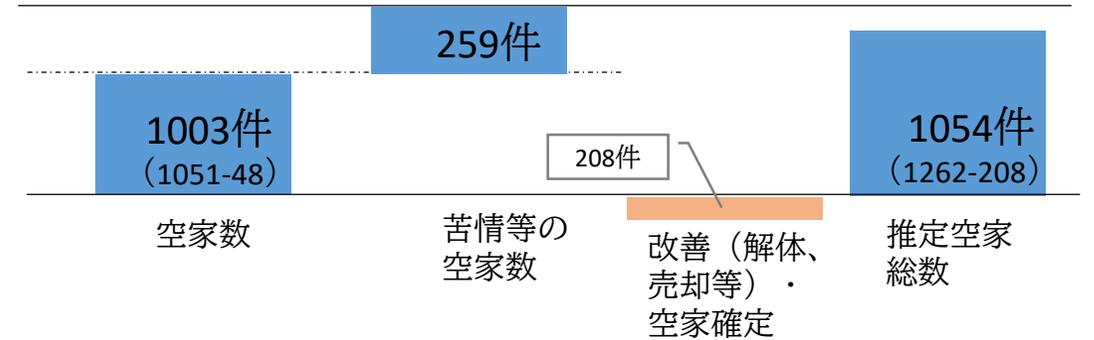
### ■実態調査（更新）フロー

空家等実態調査（令和7年度更新）

- 現地調査
- 調査結果のとりまとめ
- 改善状況、推定空家数の把握

### ■空家等の実態調査対象空家

<H28年度調査> < ~現在> <調査対象>



意向調査

- 意向調査票を郵送
- 意向調査結果の集計

空家等対策計画へ反映

- 前回調査との比較、分析
- データベース化の検討
- GISデータへ反映

## 5. 計画期間・目標年次

計画名称	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	
現行空家等対策計画 (H29年4月～R9年3月)	→										
最上位計画 みらい創造ビジョン for2030	→										
	← 前期基本計画 →			← 後期基本計画 →							
龍ヶ崎市都市計画 マスタープラン (R7年4月～R22年3月)	→										
次期空家等対策計画	・空家等実態調査(更新)	・計画策定	← 目標年次8年間 →								
							中間見直しの検討				

## 6. 策定体制について

### (1) 庁内体制: 龍ヶ崎市空家等対策検討委員会

構成：企画課、まちの魅力創造課、防災安全課、税務課、納税課、福祉総務課、地域づくり推進課、生活環境課、都市計画課、道路公園課、**商工観光課**

### (2) 法定協議会: 龍ヶ崎市空家等対策推進協議会

令和7年7月の会議で、職員による空家等実態調査の実施検討を報告済み

### (3) 市民参画

- ①パブリックコメント
- ②意向調査
- ③意見交換
- ④情報発信

# 7. 策定スケジュール

<令和7年度>

作業内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課題整理	現計画の進捗評価、課題整理		[Green bar from May to Feb]										
基礎調査	空家等実態調査(令和7年度更新)					部内調査体制の構築			現地調査			調査結果取りまとめ	
合意形成	空家等対策検討委員会				○							①	
	庁議								①			①策定方針、スケジュール	
	空家等対策推進協議会				○							①	
	議会(全員協議会)												①

<令和8年度>

作業内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎調査	意向調査	意向調査票の作成、郵送											
	意見交換		調査結果取りまとめ、分析										
施策検討	施策の柱の検討	[Green bar]											
	施策の方向性の検討		[Green bar]										
	具体の取組検討					[Green bar]							
合意形成	空家等対策検討委員会			②	②計画骨子	③		④	③、④計画素案		⑤		
	庁議				②		③		④			⑤	
	空家等対策推進協議会				②		③		④			⑤	
	市民参画(パブリックコメント)									[Green bar]			
	議会(全員協議会)									○	パブコム事前説明		

策定完了

## 龍ヶ崎市空家等対策推進協議会 委員

( 任期:令和9年12月23日まで )

	所属等	役職等	氏名	フリガナ
1	龍ヶ崎市	市長	萩原 勇	ハギワラ イサム
2	龍ヶ崎市議会	市議会議員	札野 章俊	フダノ アキトシ
3	茨城県建築士会	理事	川上 勉	カワカミ ツトム
4	茨城司法書士会	(一社) 茨城県公共嘱託登記司法書士会理事	小島 孝行	コジマ タカユキ
5	茨城土地家屋調査士会	土地家屋調査士	野口 聖剛	ノグチ マサヨシ
6	茨城県不動産鑑定士協会	不動産鑑定士	植木 和貴	ウエキ ワキ
7	流通経済大学	名誉教授	大橋 純一	オオハシ ジュンイチ
8	茨城県弁護士会	弁護士	有川 保	アリカワ タモツ
9	茨城県竜ヶ崎工事事務所	道路管理課長	佐田 朋義	サダ トモノリ
10	茨城県宅地建物取引業協会	牛久・竜ヶ崎支部長	辻村 春樹	ツジムラ ハルキ
11	市民公募		吉野 功一	ヨシノ コウイチ
12	市民公募		相田 健二	アイダ ケンジ
13	市民公募		中嶋 皓平	ナカジマ コウヘイ
14	竜ヶ崎警察署	生活安全課長	落合 一	オチアイ ハジメ
15	龍ヶ崎消防署	予防課長	海老原 達博	エビハラ カツヒロ
16	東京電力パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社	地域渉外担当	加倉井 剛	カクライ ツヨシ
17	龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会	会長	田島 俊二	タジマ シュンジ
18	龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会	連合協議会理事	大橋 正則	オオハシ マサノリ
19	茨城県南水道企業団	総務課長	杉本 弘樹	スギモト ヒロキ
20	龍ヶ崎地区防犯協会女性部	副部長	松尾 みのる	マツオ ミノル

(※ 敬称略)